

令和2年度

職業訓練指導員免許講習 (48時間講習)

この講習は、「職業能力開発促進法」に基づく職業訓練指導員免許の取得希望者に職業訓練指導員として必要な指導方法について、その能力を付与するために実施するものです。

この講習修了証書の交付を受けた方は、申請により、県知事より職業訓練指導員免許証が交付されます。

■ **日程、募集人員及び受講会場** (講習時間はおおむね 8:30~17:30 日によって異なります。)

講習日程	定員	受講会場
12月2日(水), 3日(木), 4日(金) 7日(月), 8日(火), 9日(水)	20名	松本市寿北 7-16-1 長野県松本技術専門校内 ふれあい技能センター

(注) 受講者が少人数の場合は、講習の実施を取りやめることがあります。

■ **講習内容(6日間・計48時間)**

- ◇ 職業訓練原理
- ◇ 生活指導
- ◇ 訓練生の心理
- ◇ 労働安全衛生
- ◇ 教科指導方法
- ◇ 職業能力開発関係法規

■ **受講資格**

裏面の受講資格に該当する者

■ **受講料(テキスト代込み)**

会員 13,000円 非会員 15,000円

(会員、非会員の別は当協会へお尋ねください)

※受講者の都合により受講できなくなった場合、受講料は返還できませんのでご承知ください。

■ **受講申込先**

長野県職業能力開発協会 総務・訓練振興課
〒380-0836 長野市大字南長野南県町688-2 電話 026-234-9050

■ **申込期間**

令和2年10月15日(木) ~ 令和2年11月13日(金)

■ **申込方法**

当協会指定の受講申込書に受講資格に係る添付書類及び受講料を振込んだ領収書を添えて、**11月13日(金)**までに当協会へお申込みください。申込書類は、当協会へ請求していただくか、ホームページ (<http://www.navada.or.jp>) からダウンロードできます。

■ **受講料振込先**

八十二銀行 (0143) 県庁内支店 (212)
普通口座 307573 長野県職業能力開発協会

■ **職業訓練指導員免許証の取得について**

職業訓練指導員免許証の取得には、講習最終日に行われる確認テストに合格し、その後交付される「修了証書の写し」と「指導員免許講習受講資格を証明する書類の写し」を添えて、職業訓練指導員免許申請書(長野県庁 人材育成課のホームページから入手できます)及び手数料と共に長野県庁人材育成課へ申請する必要があります。

※ 詳しくは下記へお尋ねください。

長野県職業能力開発協会 総務・訓練振興課
〒380-0836 長野市大字南長野南県町688-2 TEL 026(234)9050 FAX 026(234)9280

職業訓練指導員講習(48時間講習) 主な受講資格

区分	受講資格		申請時に受講申込書に添付する受講資格を証明する書類 (この書類は、職業訓練指導員免許申請時に当講習修了書とともに提出することとなりますので、必ずコピーを保存してください。)					
	取得希望の免許職種に関連している 技能検定又は学科を修めている者等	実務経験 (学校卒業後・訓練施設修了後)	経歴証明書 (協会の指定するもの) ※2	技能検定 合格証書(写) ※1	卒業証書・ 修了証書(写) ※1	技能照査合格 証書(写) ※1	履修科目の 証明書 ※2	受講料を 振込んだ 領収書
技能 検定 合格	1級・単一等級技能検定合格者(電子回路接続・バルコニー施工を除く)	—		○				○
学校 卒	大学卒業者(免許職種に係る学科を修了した者)	2年以上	○		○		○	○
	外国の大学卒業者(免許職種に係る学科を修了した者)	2年以上	○		○		○	○
	短期大学又は高等専門学校卒業者(免許職種に係る学科を修了した者)	4年以上	○		○		○	○
	高等学校卒業者(免許職種に係る学科を修了した者)	7年以上	○		○		○	○
能力 開発 校 卒	免許職種に相当する応用課程の高度職業訓練で技能照査合格者	1年以上	○			○		○
	免許職種に相当する専門課程の高度職業訓練で技能照査合格者	3年以上	○			○		○
	免許職種に相当する専門課程の高度職業訓練修了者	4年以上	○		○			○
	免許職種に相当する普通課程の普通職業訓練で技能照査合格者	6年以上	○			○		○
	免許職種に関し普通課程の普通職業訓練修了者	7年以上	○		○			○
	免許職種に関し短期課程の普通職業訓練修了者(700時間以上)	10年以上	○		○			○

※1 A4に縮小コピーしたものを添付してください。
 ※2 原本を添付してください。

注、以上の資格があっても、次のいずれかに該当するものは受講できません。
 ○成年被後見人又は被保佐人 ○禁錮以上の刑に処せられた者
 ○職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者